

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（第一条関係）

	改 正 案	現 行
（手続の補正）	（手続の補正）	（手続の補正）
第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正ができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第二百二十条の四第二項若しくは第三百三十四条第二項の訂正若しくは第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることはできない。	第十七条 手續をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正ができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十条の四第二項若しくは第三百三十四条第二項の訂正若しくは第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることはできない。	第十七条 手續をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正ができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十条の四第二項若しくは第三百三十四条第二項の訂正若しくは第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることはできない。
2 2~4 (略)	2 2~4 (略)	2 2~4 (略)
（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正） 第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。	（願書に添付した明細書又は図面の補正） 第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。	（願書に添付した明細書又は図面の補正） 第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。
1~4 (略)	1~4 (略)	1~4 (略)
2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。	2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。	2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。
3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条	3 第一項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を	3 第一項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を

第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面）に記載した事くは図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4～5 (略)

(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の四 特許権者は、第百二十条の四第一項及び同条第三項において準用する第百六十五条の規定により指定された期間内に限り、第百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、第百三十四条第一項、同条第五項において準用する第百六十五条又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をことができる。

3 第百二十六条第一項の審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4～5 (略)

(訂正に係る明細書又は図面の補正)

第十七条の四 特許権者は、第百二十条の四第一項及び同条第三項において準用する第百六十五条の規定により指定された期間内に限り、第百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、第百三十四条第一項、同条第五項において準用する第百六十五条又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

3 第百二十六条第一項の審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第一項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

（特許出願）

第三十六条（略）

2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

4 （略）

5 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するため必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

（特許出願）

第三十六条（略）

2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

四 特許請求の範囲

5 第三項第四号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各

請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一〇四 (略)

7 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他經濟産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、前条第一項の明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を經濟産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国语で記載したもの（以下「外国语書面」という。）並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国语で記載した書面（以下「外国语要約書面」という。）を願書に添付することができる。

2~3 (略)

4 第二項に規定する外国语書面の翻訳文は前条第一項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第一項に規定する外国语要約書面の翻訳文は前条第一項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

2~3 (略)

4 第二項に規定する外国语書面の翻訳文は前条第一項の規定により願書に添付して提出した明細書及び図面と、第二項に規定する外国语要約書面の翻訳文は前条第一項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国语書面出願である場合にあつては、外国语書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一〇五 (略)

6 第三項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一〇四 (略)

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他經濟産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書に記載すべきものとされる事項を經濟産業省令で定める外国语で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国语で記載したもの（以下「外国语書面」という。）並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国语で記載した書面（以下「外国语要約書面」という。）を願書に添付することができる。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面（先の出願が外国语書面出願である場合にあつては、外国语書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一〇五 (略)

前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明の

うち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第三十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第一号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条（第六十五条第五項（第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第一百一十六条第四項（第十七条の二第五項、第一百二十条の四第三項及び第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願にあつては、外国語書面）に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明の

前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第二項若しくは第一項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条（第六十五条第五項（第一百八十四条の十第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第一百一十六条第四項（第十七条の二第五項、第一百一十条の四第三項及び第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五条）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願にあつては、外国語書面）に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案

国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一一条第一項第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

4 (略)

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国でのうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

3~5 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内に限り、

法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

4 (略)

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国での政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

3~5 (略)

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる期間内に限り、二以上の発明を包

二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2~4 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないとき。

二~五 (略)

六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

七 (略)

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第三号に掲げる場合において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の臘本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2~3 (略)

(出願公開)

第六十四条 (略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この

含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2~4 (略)

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないとき。

二~五 (略)

六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

七 (略)

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第三号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の臘本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2~3 (略)

(出願公開)

第六十四条 (略)

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この

限りでない。

一〇三 (略)

四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項
並びに図面の内容

五〇八 (略)

三 (略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

二 (略)

三 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

一〇三 (略)

四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項
並びに図面の内容

五〇七 (略)

四〇六 (略)

(特許発明の技術的範囲)

第七十条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。

二 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

三 (略)

(侵害とみなす行為)

第一百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 (略)

限りでない。

一〇三 (略)

四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

五〇八 (略)

三 (略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

二 (略)

三 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

一〇三 (略)

四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

五〇七 (略)

四〇六 (略)

(特許発明の技術的範囲)

第七十条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。

二 前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

三 (略)

(侵害とみなす行為)

第一百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 (略)

二) 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられるることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三) (略)

四) 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられるることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

(回復した特許権の効力の制限)

第一百十二条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第一百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一) (略)

二) 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三) 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(特許異議の申立て)

第一百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限

二) (略)

三) (略)

(回復した特許権の効力の制限)

第一百十二条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第一百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一) (略)

二) 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三) 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(特許異議の申立て)

第一百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限

り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一～四 (略)

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

(意見書の提出等)
第一百二十条の四 (略)

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一～三 (略)

3 (略)

(特許の無効の審判)

第一百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一～四 (略)

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六～七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第一百二十六条第一項ただし書若しくは第二項から第四項まで（第一百二十三条の四第三項又は第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第一百二十条の四第二項た

り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一～四 (略)

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

(意見書の提出等)
第一百二十条の四 (略)

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一～三 (略)

3 (略)

(特許の無効の審判)

第一百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一～四 (略)

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六～七 (略)

八 その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第一百二十六条第一項ただし書若しくは第二項から第四項まで（第一百二十三条の四第三項又は第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第一百二十条の四第一項ただし書又は第一百三

だし書又は第百三十四条第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2～3 (略)

(訂正の審判)

第百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

1～3 (略)

2 前項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない

3 第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

4～5 (略)

第百二十八条 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

十四条第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

2～3 (略)

(訂正の審判)

第百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合にあつては、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

1～3 (略)

2 前項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

4～5 (略)

第百二十八条 願書に添付した明細書又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

(審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

(略)

3 第百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正

(審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

(略)

3 第百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正

した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

(答弁書の提出等)

第一百三十四条（略）

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

1~3 (略)

3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4~5 (略)

した明細書又は図面を添附しなければならない。

(答弁書の提出等)

第一百三十四条（略）

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

1~3 (略)

3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4~5 (略)

第一百六十二条 特許庁長官は、第一百二十二条第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第一百七十五条（略）

2 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第一百七十五条（略）

2 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

—
(略)

二 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、善意に、その方法の使用に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第一百八十四条の六（略）

日本語でされた国際特許出願（以下「日本語特許出願」といふ。）に係る国際出願日における明細書及び外国語特許出願に係る国際出願日における明細書の翻訳文は第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面並びに外国語特許出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書

第一百八十四条の四第一項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

—

二 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、善意に、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

五百八十四條の六（略）

日本語でされた国際特許出願（以下「日本語特許出願」といふ。）に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語特許出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文は第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面並びに外国語特許出願に係る国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

第一百八十四条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲とみなす。

第一百八十四条の七 (略)

2 前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3 (略)

(条約第三十四条に基づく補正)

第一百八十四条の八 (略)

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)(a)の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

(略)

4 第二項の規定により外国语特許出願に係る願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正是同条第二項の誤訳書により、補正がされたものとみなす。

(補正の特例)

第一百八十四条の十二 (略)

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同

第一百八十四条の七 (略)

2 前項の規定により補正書の写しにより、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3 (略)

(条約第三十四条に基づく補正)

第一百八十四条の八 (略)

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)(a)の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

(略)

4 第二項の規定により外国语特許出願に係る願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正是同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。

(補正の特例)

第一百八十四条の十二 (略)

2 外国語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同

3

(特許要件の特例)

第一百八十四条の十三 第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の一の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第一百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国语実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで

3

（特許要件の特例）

条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面）」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第四項の規定により一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面）」とする。

作成された特許協力条約第一十一一条に規定する国際公開が」と「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日ににおける国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

2 (略)

卷之三

3 外国語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用について、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国际出願日における国际出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国际公開」とする。

3 外国語特許出願についての第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日ににおける国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は实用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の四第一項又は实用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とあると、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の四第

第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際实用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の四第四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時又は第一百八十四条の四第一項若しく

作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

四項若しくは実用新案法第四十八条の四第四項の国内処理基準時又は第一百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいづれか遅い時」とする。

(証明等の請求)

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に關し、證明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の

資料

二～五 （略）
2～3 （略）

(特許公報)

第一百九十三条 （略）

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～二 （略）
三 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに提出によるものに限る。）

四～六 （略）
七 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

(証明等の請求)

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に關し、證明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第一項の資料

二～五 （略）
2～3 （略）

(特許公報)

第一百九十三条 （略）

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一～二 （略）
三 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。）

四～六 （略）
七 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

は同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいづれか遅い時」とする。

あつたものに限る。)

ハ)九 (略)

(手数料)

第一百九十五条 (略)

(略)

3 2

特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

4) 10 (略)

別表 (第一百九十五条関係)

納付しなければならない者	金額
一) 六 (略)	一件につき一万九千円

七

誤訳訂正書を提出して明細書
特許請求の範囲又は図面に
ついて補正をする者

十五
明細書、特許請求の範囲又は
図面の訂正の請求をする者

一件につき四万九千五百
円に一請求項につき五千
五百円を加えた額

ハ)十四 (略)

十六 (略)

ハ)九 (略)

(手数料)

第一百九十五条 (略)

(略)

3 2

特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した明細書についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

4) 10 (略)

別表 (第一百九十五条関係)

納付しなければならない者	金額
一) 六 (略)	一件につき一万九千円

七

誤訳訂正書を提出して明細書
又は図面について補正をする
者

十五
明細書又は図面の訂正の請求
をする者

一件につき四万九千五百
円に一請求項につき五千
五百円を加えた額

ハ)十四 (略)

十六 (略)

[REDACTED]